

海面下の土地所有権に関する最近の裁判例について

七戸, 克彦
慶應義塾大学法学部 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/6189>

出版情報 : 日本エネルギー法研究所月報. 163, pp.1-5, 2003-08-29. 日本エネルギー法研究所
バージョン :
権利関係 :

日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



JAPAN ENERGY
LAW INSTITUTE

第166号

【目 次】

<p>海面下の土地所有権に関する 最近の裁判例について (下) …… 1 七戸 克彦</p> <p>原子力安全規制に係る新しい制度と原子力 安全委員会の位置づけについて …… 5 -原子力安全関連条約等の要請を踏まえつつ- 加藤 和貴</p>	<p>研究班の動き …… 7</p> <p>研究班の異動 …… 8</p>
---	---------------------------------------

海面下の土地所有権に関する最近の裁判例について (下)

七戸 克彦

1. はじめに (以上163号)
2. 裁判例の紹介 (以上165号)

3. 若干の考察

以上本誌165号において掲げた近時の裁判例につき、その特徴を述べるならば、下記の3点(1)(2)(3)を指摘することができる。

(1) 判例理論の踏襲

まず第1に、昭和61年田原湾訴訟上告審

判決(=【13】判決。なお、判例【1】から【13】については163号、判例【14】から【22】については165号参照)以降の下級審裁判例は、事案の詳細が不明な【15】判決を除けば、【13】判決が示す一般理論を基本的に是認し踏襲している。

なお、学説の中には、この立場を「折衷説」と呼び、現在の判例・学説・行政解釈の対立状況を、行政解釈=否定説、学説=肯定説、判例=折衷説の三者鼎立の図式とし

て理解する向きもあるが¹⁹、しかし、すでに触れたように、否定説といわれる登記実務においても、①自然海没地に関しては（きわめて厳しい条件ではあるが）所有権の存続を認めている一方、学説においても、まったく無制限に私権の成立を認めるものではないから（学説は、およそすべての海面下の土地につき特定・区別認識可能性と排他的支配・利用可能性を満たせば私的所有権が成立すると述べているのではなく、判例と同様、かつて陸地であった土地（①自然ないし②人工海没地）および将来埋め立てられ陸地化することが予定されている土地（③払下げ海面）のみを念頭に、この要件を論じている）、絶対的・無限定の否定説ないし肯定説などというものは、そもそも存在していないのであって、すべての見解は多かれ少なかれ「折衷説」である。それゆえ、今後の問題設定の仕方は、否定か肯定かという二者択一論ではなくして、どのような場合において（上記①・②・③の場合以外に海面下の土地所有権を認める余地があるか否か）、どのような要件の下に（判例にいう特定可能性と排他的支配可能性の2要件で妥当か）、海面下の土地に所有権が成立ないし存続すると解すべきか、とすべきであろう。

(2) 判例理論の補充

第2に、この要件論に関して、【13】判決は、①自然海没地と③払下げ海面についてしか述べていなかったが、近時の下級審判例（【18】【19】【22】）は、【13】判決が判示していなかった②人工海没地に関しても、①自然海没地と同一の基準で所有権の成

立・存続を認める旨を明示している点が目新しい。

その他、近時の裁判例は、海面下の土地の時効取得の可否（【14】）、無願埋立てにより生じた陸地の所有権の帰趨（【17】）、人工海没地が自然的に再度陸地化した場合の所有権の帰趨（【19】）といった新たな論点につき判断を下した点が注目される。

(3) 判例理論からの乖離？

第3に、——そしてこの点が筆者には最も興味深く感じられるのであるが——、近時の裁判例においては、私人と国家公共団体との間の訴訟につき、結論的に私人の側が保護された事案が存在している（【19】【20】【22】）。

過去の判例における結論を見てみると、【2】【4】【5】（いずれも否定例）では国家公共団体の許可を得た埋立権者が保護され、【6】【10】【11】（すべて肯定例）では③払下げ海面（羽田空港用地）の取得者である国が保護され、【7】（否定例）では国が勝訴することによって兵庫県の埋立てが可能となり、【8】（結論的に否定）では国の主張が認められ、【13】（結論的に否定）では東三河臨海工業地帯造成事業としての埋立てが是認されている、というように、判例が、その時々において、海面下の土地所有権を否定し、あるいはこれを肯定するのは、すでに予め定められた滅失登記や埋立て・開発許可その他の行政行為是認の結論に対する単なる後付けの便法にすぎないように見受けられる。登記先例をはじめとする行政解釈についても、照会されている問題の具体的内容を見てみると、同様の傾向が見出さ

れる。

その意味からすれば、環境訴訟である【20】において、住民側が否定説の立場を主張したのは誠に皮肉に満ちていたが、これに対して、判旨が——【13】判決によれば例外事例であって従来容易に認められていなかったはずの——海面下の土地所有権を肯定したのもまた、予想通りの結論ともいえた。

筆者はここで、前掲【20】判決や【22】判決は上級審において覆されるだろう、などといった暗い予測を立てるものではないし(ちなみに、【19】判決は、X勝訴が確定している)、また、埋立てや開発に絶対反対の立場を主張しようとするものでもない。種々の公益的な観点から、必要不可欠とされる埋立てや開発も存在するであろう。しかし、そのような場合には、当該埋立て・開発の必要性を中心に据えた法律構成を正面から堂々と説示すべきであって、【13】判決の基準のような(1)支配利用可能性と(2)区別認識可能性などという紛争の実態から乖離したファクターのみで、事柄を解決すべきではない。

その点からすれば、学説にいう①自然海没地・②人工水面・③払下げ海面という類型論も、紛争の本質の把握と解決点発見の指標としては必ずしも充分ではなく、所有権の存続・消失から生ずる関係当事者間の実質的利益衡量の観点をも、これに付加すべきものと考ええる。

4. おわりに

そもそもある物に対して所有権を認めることの意味は、(1)権利の範囲につき、と

くに土地所有権に関して、垂直方向については民法207条、水平方向については相隣関係と地役権の条文の適用を受け、(2)権利の変動(取得・変更・喪失)につき、民法162条・176条・177条・179条・239条以下等の条文の適用を受け、(3)権利の内容につき、「法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用、収益及ヒ処分ヲ為ス」権能(民法206条)を認め、(4)権利の侵害に対して、物権的請求権の行使を認めることにある。

したがって、海面下の土地について私的所有権を認めることは、これら(1)～(4)の結論を一律に導くことを意味するが、現実の事案における紛争当事者は、決してそのような意図を有していない。

たとえば、(1)権利の範囲のうち、垂直関係の問題に関していえば、地盤と海水の関係は、ちょうど陸上の土地とその上に存在する水や空気と同じ関係に立つと言わざるを得なくなるが、学説および行政実務は両者を切り離して論じている²⁰。また、この上下空間を他人が利用する場合——たとえば漁業権や海底トンネルの法律関係——に関しても、区分地上権(民法269条ノ2)と同様の制限物権と構成すべきことになろうが、こうした陸上の土地利用に関する法律構成は、海面下の土地には、ほとんど持ち込まれていない。同様に、水平方向に関して、海面下の土地につき相隣関係や地役権設定を問題とした事案も存在していない。

一方、(2)権利の変動との関係で争われているのは、国(登記所)による所有権の喪失宣言(滅失登記)——その背後には他の者に対する埋立権その他の権利の付与が予

定されている——に対する不服申立てであって、これを建物焼失のような単純な目的物の滅失と同視するわけにはいかない。その他の事案においては、【14】判決が時効取得可能性につき公物理論を用いていることから知られるように、私的所有権の変動に関する一般理論は、海面下の土地に関してそのまま適用されてはいない。

他方、(3) 権利の内容との関係では、海面下の土地をそのままの形で使用することにつき紛争が生じた事例は見出されず、また、他人に収益させるような事案（地上権設定や賃貸借等）も見あたらない。処分のうち担保設定に関しては、【22】判決の人工海没地には抵当権が設定されているが、これは陸地であった段階で設定されたものであって、海底になってから新たに設定されたものではない。

さらに、(4) 権利の侵害に関していえば、陸上の土地に関してしばしば問題となるような単純なる事実行為的な占有侵害事例は存在しておらず、判例に現れた紛争実態は、前記(2)で述べた国による権利の喪失宣言（滅失登記等）に引き続き第三者によって行われようとしている埋立ての阻止ないし補償という形にほぼ限定されている。

しかし、現実の紛争の本質がそのようなものであるとすれば、このような事案において、当事者が有する権利を所有権と構成することは、「鶏を割くに牛刀を用いる」のに等しい。この場合に反対者が主張している利益の実態は、埋立権か漁業権あるいは環境権に他ならないのであって、これを根拠に妨害の排除あるいは補償を求めれば、当

事者の目的は十分に達成される。当事者としても、あくまでもそのような限定的な意図の下に、自己の主張を通すためのいわば便法として、所有権という法律構成を選択したに過ぎないように見える。

だが、こうした事案に対して、所有権という全面的支配権の存在を認定すると、紛争実態と当事者の意図を越えて、紛争内容とはなっていない所有権の属性・効力までも、一律に、当該海面下の土地に対して演繹的に認めることを意味する。この点との関係では、海面下の土地につき所有権は成立しないとし、当事者の有している権利を埋立権あるいは漁業権・環境権に評価換える見解のほうが、紛争実態に適合的である²¹。当該事案の限りにおいて、その結論の可否との関連に限定して、当事者の主張する権利の内容と効力を決定すべきであろう。

¹⁹ 寶金・163号注3・184頁、同『新訂版』176頁。

²⁰ 阿部・163号注2・476頁、寶金・163号注3・175頁、同『新訂版』175頁、『公共用財産管理の手引（第2次改訂版）』・163号注3・13頁。

²¹ これを埋立権に評価換え（物上代位）する見解として、新田・163号注3・法学研究51巻7号21頁、同・民事研修272号28頁。もっとも、実定法上の解釈論として、担保物権の価値権たる性質を根拠に認められている民法304条を本件事案に類推適用することには困難がある。結局、実定法上の根拠としては、【13】判決において長島裁判官の補足意見も述べる信義則に求めざるを得ないように思われるが、この点に関してはなおも検討の余地がある。

（しちのへ・かつひこ＝慶應義塾大学法学部教授）